

議第 7 7 号

橿原市議会政治倫理条例の一部改正について

橿原市議会政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日提出

提出者	橿原市議会議員	大北かずすけ
賛成者	橿原市議会議員	吉川ひろお
〃	〃	竹田のぶや
〃	〃	矢追もと
〃	〃	大保由香子
〃	〃	上田くによし
〃	〃	森本えみ
〃	〃	神田眞美
〃	〃	奥田英人

橿原市議会政治倫理条例の一部を改正する条例

橿原市議会政治倫理条例（平成 2 1 年橿原市条例第 2 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（市民等の調査請求） 第 1 1 条 （略） 2 （略） 3 議長は、議員が政治倫理基準に違反している疑いがある場合は、 <u>審査会に調査を求めなければならない。</u>	（市民等の調査請求） 第 1 1 条 （略） 2 （略） 3 議長は、議員が政治倫理基準に違反している疑いがある場合は、 <u>橿原市議会委員会条例（昭和 3 6 年橿原市条例第 1 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する議会運営委員会に意見</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>を聴いた上で、審査会に調査を求めるかどうかを決定しなければならない。</u> <u>4 前項の議員が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の規定による意見に関する審査に加わるできない。</u>

附 則

この条例は、令和7年2月11日から施行する。

理由 議長が政治倫理審査会に調査を求めるか否かを決定するにあたり、議会運営委員会に意見を聴くことを規定するため、所要の改正を行うもの